

大口町介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、大口町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年大口町告示第10号。以下「実施要綱」という。）第2条第1号に規定する第1号事業に係る指定事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定事業者の指定)

第2条 町長は、法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の申請を受けたときは、当該申請をした者について事業者の指定の適否を審査するものとする。

2 町長は、前項の規定により審査した結果について、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(指定に係る有効期間)

第3条 省令第140条の63の7の規定により町が定める期間は、6年とする。

(指定の拒否)

第4条 町長は、前条に規定する事業者の指定を行うことにより、大口町介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合、その他の町における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、当該事業者の指定をしないことができる。

(指定の更新)

第5条 町長は、法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請を受けたときは、その内容を審査し、更新の適否について当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定により指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(変更の届出等)

第6条 省令第140条の62の3第2項第4号に規定する変更の届出は、その変更があった日から10日以内に行わなければならない。

2 省令第140条の62の3第2項第5号に規定する事業の再開の届出は、その再開した日から10日以内に行わなければならない。

(事業の廃止等)

第7条 指定事業者は、指定に係る事業を廃止又は休止しようとするときは、町長に届け出るものとする。

(指定事業者の指定取消等)

第8条 法第115条の45の9の規定により、町長は、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、その旨を当該指定事業者に通知するものとする。

(事業者情報の公表及び提供)

第9条 町長は、第2条から前条までの規定による指定、届出の受理及び指定の取消し等並びに省令第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止又は休止の届出の受理（以下「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他町長が適当と認める情報

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成29年3月10日 大口町告示第11号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 町長は、この要綱の施行期日前においても介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し、必要な手続を行うことができる。

附 則（平成31年3月27日 大口町告示第40号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第53号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日 大口町告示第39号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。